

日本学生支援機構貸与型奨学金「適格認定」 大阪大学における学業面の認定基準

(平成30年度「適格認定」より適用)

認定区分	処置内容	認定基準		備考
【廃止】	奨学金打ち切り	学部生	「停止」事由が1年を超えて継続している方	年度末に限らず、卒業延期が再度確定した時点で【廃止】となる ただし、病気による長期欠席等、やむを得ない事由による学業不振の場合は1年以内を限度として延長して【停止】の認定となる場合がある
		大学院生	(「停止」認定時点では「成業の見込みがある」と判断しているため、停止相当期間中に「停止」事由が解消しなければ「成業の見込みなし」と判断し「廃止」となる)	年度末に限らず、修了延期が再度確定した時点で【廃止】となる ただし、病気による長期欠席等、やむを得ない事由による学業不振の場合は1年以内を限度として延長して【停止】の認定となる場合がある 第一種奨学金が【廃止】となった場合、「特に優れた業績による返還免除」の申請対象年度は最終入金月が含まれる年度となる (大阪大学ホームページ参照: <a href="http://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/tuition/scholar/jasso/exonerate">http://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/tuition/scholar/jasso/exonerate</a> )
【停止】 ※新設区分	総長が必要と認める期間奨学金の交付を停止(原則1年間)	学部生	次の①②いずれかに該当する方 ①留年や履修制限により卒業延期が確定した方(休学による場合は除く) ②通算の修得単位数が【警告】基準に該当し、かつ、今年度の修得単位数が0単位の方(休学中は除く)	①について、年度末に限らず、卒業延期が確定した時点で【停止】となる ただし、最終学年の途中で卒業延期が確定した場合、【停止】が適用されず【廃止】となる
		大学院生	留年や履修制限により修了延期が確定した方(休学による場合は除く)	年度末に限らず、修了延期が確定した時点で【停止】となる ただし、最終学年の途中で修了延期が確定した場合、【停止】が適用されず【廃止】となる
【警告】	認定に応じた『処置通知』が交付されるが奨学金の継続貸与は認められる	学部生	通算の修得単位数が、標準修得単位数(※)の1/2以下の方(※各学部が定める、その学年において修得しておくべき標準的な単位数)	【停止】【廃止】の要件に該当しない限り奨学金の交付が停止あるいは打ち切りとなることはない 進級判定がある学部・学科では【警告】の認定を行わない 休学歴がある方は、“通算休学月数÷12”をし、小数点以下を切り上げた数を学籍上の学年から引いた「実質学年」での標準修得単位数を適用する
		大学院生	指導教員により学修の評価内容が他の学生に比べて著しく劣っていると判定された方	【停止】【廃止】の要件に該当しない限り奨学金の交付が停止あるいは打ち切りとなることはない